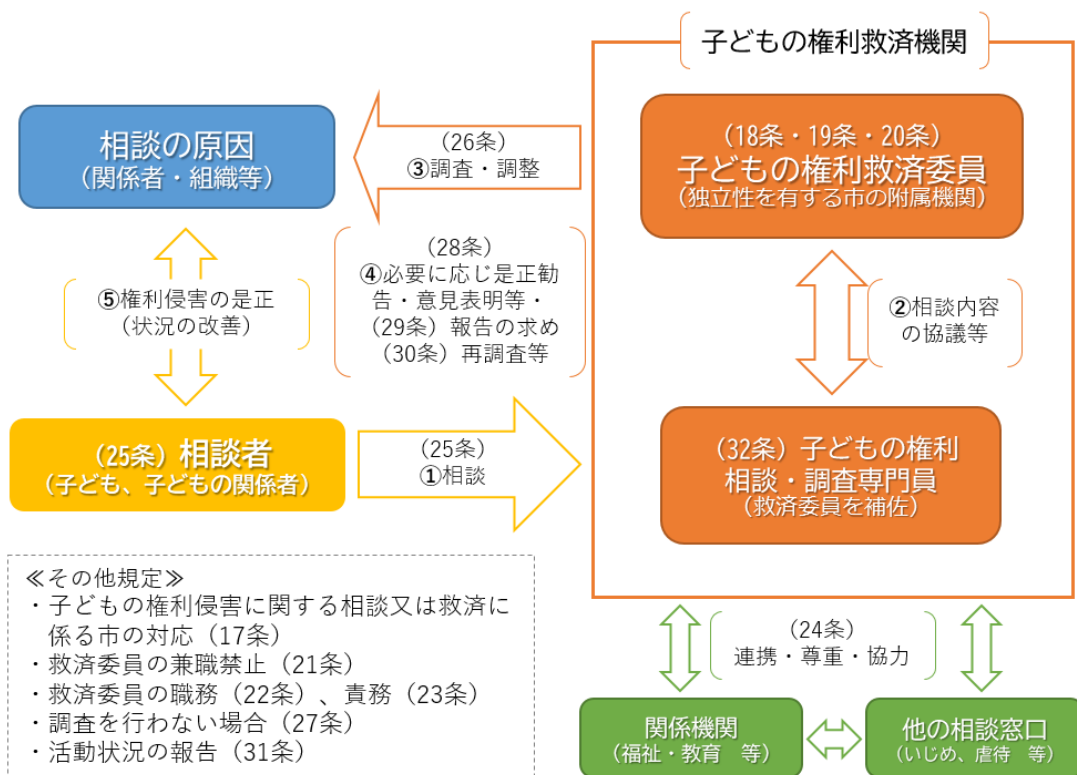


1 概要

- 子ども条例において「子どもが権利侵害を受けた場合等において、迅速かつ適切に救済し、権利の回復を支援するための体制を構築する」と規定。
- このことを踏まえ、子どもの権利侵害に係る相談を受け、権利の回復を支援するための体制構築に向け、必要な事項を定めるもの。

2 相談対応フローと条文の関係



【改正案の概要】

条番号	規定の概要
第17条	相談及び救済：子どもの権利侵害の救済に係る市の対応
第18条	救済委員の設置：市の附属機関として子どもの権利救済委員を設置
第19条	救済委員の定数等：救済委員の人数（3人以内）、任期（3年）等
第20条	代表救済委員：代表救済委員の選任方法、役割、代理
第21条	兼職の禁止：救済委員を議員等が兼職することの禁止
第22条	救済委員の職務：相談への対応及び助言、支援、権利侵害に対する調査、権利侵害を取り除くための調整・要請等
第23条	救済委員の責務：公正かつ適正な職務の遂行、関係機関等との連携、政治目的での地位の利用の禁止、守秘義務等
第24条	尊重及び協力：市の機関等の救済委員の職務遂行に係る独立性の尊重、積極的な協力等
第25条	相談及び救済の申立て：相談、申立ての要件等
第26条	調査及び調整：調査及び調整について必要な事項等
第27条	調査の対象外：係争中の事案等で調査を実施しない場合等
第28条	是正の勧告等：救済委員による市の機関に対する是正勧告、制度の改善を求めるための意見表明等
第29条	報告及び公表：勧告等を行った場合の報告の求め及び公表等
第30条	再調査等：救済委員が必要と認める場合の再調査及び再勧告
第31条	活動状況の報告：救済委員の活動状況の毎年の報告
第32条	庶務等：救済委員に関する庶務の処理、救済委員を補佐する相談・調査専門員の設置等